



令和2年度

保存版



保健事業一覧表

この一覧表は、取り外し保存版として別途保管して、日々の健康増進のためご活用してください。

データヘルスの実施

平成25年度に国が閣議決定した「日本再興戦略」により、予防、健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとして「データヘルス計画」が始まることとなりました。当支部においてもレセプトと特定健康診査のデータをもとに、より効果的な保健事業を実施する「データヘルス」を平成27年度から開始しています。今回、平成27年度から平成29年度の3年間実施してきた「第1期データヘルス」が終了し、新たに2018年度から2023年度までの6年間に渡り実施する「第2期データヘルス」を開始するに当たり、より効果的な保健事業を実施していきますので、組合員の皆さまの参加・活用をお願いします。

データヘルスとは 医療保険者が、レセプト・健診情報等のデータの分析に基づく効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施することです。



特定健診等事業

事業名	事業内容	対象者	実施期間	自己負担	受診方法
特定健康診査	内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した健診を指定医療機関において実施する。 ◆検査内容 ・ 質問票（服薬、喫煙歴等） ・ 身長、体重、BMI・腹囲 ・ 脂質検査・血糖検査 ・ 肝機能検査・検尿 （以下は医師が必要と認めた場合） ・ 心電図 ・ 貧血検査 ・ 眼底検査	実施年度中に40歳から75歳（誕生日の前日まで）となる組合員	4月～2月	なし	事業者（各教育委員会等）が実施する定期健康診断を受診する。
			6月中旬～2月	ドックの額に含む	共済組合が実施する人間ドックもしくは脳ドックを受診する。
特定保健指導	特定健康診査の結果を階層化し、それぞれの状態に応じた指導を指定の機関において実施する。	実施年度中に40歳から75歳（誕生日の前日まで）となる被扶養者・任意継続組合員	7月上旬～1月	なし	共済組合が発行する受診券と組合員証を持参し、指定医療機関で受診する。
		生活習慣病のリスクが出始めた段階の方（動機付け支援） 生活習慣病のリスクが重なりだした段階の方（積極的支援）	4月～3月	なし	共済組合が発行する利用券と組合員証を持参し、指定の機関で指導を受ける。

特定健康診査とは

「高齢者の医療の確保に関する法律」が平成20年4月から施行されたことに伴い、当共済組合をはじめとした各医療保険者は、年度内に40歳から75歳（誕生日の前日まで）の誕生日を迎える組合員及び被扶養者の方々を対象とする、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられています。

■ 組合員（ご本人）は

勤め先の学校等で行っている定期健康診断や当共済組合が実施する人間ドック等の受診をもって特定健康診査を受けたものとみなされますので、受診券の発行はしませんが、被扶養者の方々は、各医療機関で受診していただくことになります。

共済組合は個人の生活習慣や、その改善に関する基本的な情報を受診者に提供し、その後の保健指導につなげるため、法律に基づき健康診断の健診記録を事業主から提供を受けることになります。なお、記録については、公立学校共済組合個人情報保護規程等に基づき、適切な管理を行います。

特定健康診査を受診した組合員に対し、日常生活での健康管理に役立つ個別健康情報冊子を順次配付する予定にしております。（共済本部が契約する委託会社への業務委託により作成）

■ 被扶養者の方は

被扶養者の方への受診券は7月上旬に所属所を通じ組合員あてにお届けする予定にしておりますので、お手元に届いた際には被扶養者の方にお渡しの上、特定健康診査を受診してください。

・ 受診は無料です。（特定健康診査項目に限る。） ・ 受診の際は、「特定健康診査受診券」と「被扶養者証」が必要です。

・ 受診券の有効期限は、令和3年1月31日までです。

なお、今年度中にパート先等で定期健康診断等を受けている方は、改めて受ける必要はありません。その場合は、「受診券」、「健診結果の写し」、「質問票」を、当支部までお送りください。



特定保健指導とは

組合員、被扶養者の特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクの高い方に対して、保健師等のアドバイスのもと、生活習慣改善のための取り組みを行っていただくものです。まずは保健師等と面接を行い、生活習慣改善プログラムを実施していただき、6ヶ月後に改善状況の評価を行います。

- ・対象となる方には「特定保健指導利用券」を順次送付します。
 - ・当支部では、保健師等が対象者にご案内の上、勤務先等に出向いて面談を行う個別訪問型の特定保健指導を実施する予定です。
- 以下の保健事業の内容については、毎年度、和歌山支部運営審議会で決定しているため単年度事業となっています。

健診事業 ※再任用(フルタイム)・臨時的任用職員は組合員となります。

事業名	事業内容	募集人員	対象者	実施期間	申込方法及び締切日等
人間ドック	(1)3日コース 近畿中央病院において、2泊3日の検査を実施する。 自己負担金 15,000円 (参考 73,000円)	250名	当該年度に定年退職予定の組合員 募集人員を超える場合は抽選とし、外れた場合は1日コースの受診とする。	6月中旬～2月	様式第1号により5月11日必着で公立学校共済組合和歌山支部あて申し込むこと。
	(2)1日コース 指定医療機関及び近畿中央病院において1日の検査を実施する。 自己負担金 10,000円 (参考 54,000円)	指定年齢対象者	当該年度内に指定年齢(35歳、40歳、43歳、46歳、49歳、52歳、55歳、58歳、61歳、64歳)に達する組合員と再任用組合員(前年度に人間ドック3日・1日コースを受診している者を除く。)及び3日コースを希望しない当該年度内定年退職予定者	6月中旬～2月	様式第2号により5月11日必着で公立学校共済組合和歌山支部あて申し込むこと。
若年ドック	指定医療機関において、1日の検査を実施する。 自己負担金 7,000円 (参考 44,000円)	400名	39歳以下の組合員(1日コース対象者を除く。) ※選考順 ①若年ドックが初めての者 ②受診間隔の長い者 ③抽選	6月中旬～2月	様式第3号により5月11日必着で公立学校共済組合和歌山支部あて申し込むこと。
脳ドック	指定医療機関及び近畿中央病院において脳の1日の検査を実施する。 自己負担金 11,000円 (参考 46,000円)	500名	組合員(1日コース対象者を除く。) ただし、人間ドック該当者及び脳ドックを受診してから1年間は対象外とする。 ※選考順 ①脳ドックが初めての者 ②受診間隔の長い者 ③抽選	6月中旬～2月	様式第4号により5月11日必着で公立学校共済組合和歌山支部あて申し込むこと。
乳がん検診	指定医療機関において、乳房の検査を実施する。 自己負担金 3,000円 (参考 9,000円)	900名	女性の組合員 ただし、人間ドック指定年齢該当者及び若年ドック決定者は対象外とする。 ※選考順 ①乳がん検診が初めての者 ②受診間隔の長い者 ③抽選	7月～2月	様式第5号の(1)により6月8日必着で公立学校共済組合和歌山支部あて申し込むこと。
子宮がん検診	指定医療機関において、婦人科の検査を実施する。 自己負担金 2,000円 (参考 7,000円)	900名	女性の組合員 ただし、人間ドック指定年齢該当者及び若年ドック決定者は対象外とする。 ※選考順 ①子宮がん検診が初めての者 ②受診間隔の長い者 ③抽選	7月～2月	様式第5号の(2)により6月8日必着で公立学校共済組合和歌山支部あて申し込むこと。
セルフケアドック	公立学校共済組合和歌山支部が計画する健診事業内容を指定医療機関において自費で受診する。	希望者	人間ドック1日コースにおける指定年齢対象者外及び他の健診種別において抽選で外れた者	6月中旬～2月	様式第6号により公立学校共済組合和歌山支部あて申し込むこと。
歯科健診	和歌山県歯科医師会に加入する医療機関において、歯科の検査を実施する。 自己負担額 なし	指定年齢対象者	当該年度内に指定年齢(25歳、30歳、35歳、45歳、55歳)に達する組合員	6月中旬～1月	様式第15号により、公立学校共済組合和歌山支部あて申し込むこと。

- 注
- ①若年・脳ドック・歯科健診の年齢については、令和2年4月2日～令和3年4月1日の期間の満年齢とします。

②脳ドックと乳がん検診・子宮がん検診の組み合わせは、重複申込みができます。

③歯科健診は、全ての健診と重複申込みができます。

④人間ドック・脳ドックの健診結果を特定健康診査のデータとして活用します。

⑤受診を取り消す場合は「健診事業受診取消報告書」(様式第7号)を公立学校共済組合和歌山支部に提出してください。(令和2年度より、様式を一部変更しています。)

⑥健診事業ですべての疾病が発見できるものではありません。

⑦資格喪失後の受診は出来ません。

利用方法 受診申込書等の各様式は、公立学校共済組合和歌山支部ホームページからダウンロードできます。

受診申込書の作成	受診申込書に必要事項を記入し、当支部あて送付してください。締切日は、各事業によって異なりますのでご注意ください。
決定通知書の発行	受診申込書の審査後、受診決定の上、支部から決定通知書を発行し、所属所あてに送付します。
受診日の予約	受診決定通知を受け取った後、予約開始日から各医療機関へ電話で予約してください。ただし、一部受診日を指定している医療機関について、都合が合わない場合は、直接医療機関と調整して受診予約をしてください。受診予約はできるだけ早めに予約をしてください。(医療機関の受け入れ状況により受診期限までに受診ができなくなる場合があります。)
問診票等の送付	予約した医療機関からは、受診の際の注意事項、問診票等が送付されます。歯科健診受診者には、決定通知案内に同封します。
受診当日	組合員証、医療機関から送付された問診票、自己負担金等を必ず持参してください。(予約時間厳守をお願いします。)
受診日の変更・取消	予約した医療機関へできるだけ早く連絡してください。取消の場合は支部へ受診取消報告書(様式第7号)を提出してください。

健康づくり事業

※再任用(フルタイム)・臨時的任用職員は組合員となります。

事業名	事業内容	対象者	実施期間	申込方法及び締切日等
生活習慣病対策健康セミナー	生活習慣病対策や健康意識向上をテーマにしたセミナーを実施する。 自己負担 1,000円	組合員とその被扶養者 募集人数70名	7月下旬～8月に、和歌山市で実施予定	後日募集 (所属所あてに通知します。)
実践型健康運動セミナー	健康維持と健康意識の向上をテーマにした実践型運動セミナーを実施する。 自己負担 1,000円	組合員 (任意継続組合員除く) 募集人数150名	7月下旬～8月に和歌山市と田辺市で実施予定	後日募集 (所属所あてに通知します。)
女性セミナー&ヨガセミナー	女性のための(乳がん・子宮がん等に関する)セミナーとヨガインストラクターによるヨガセミナーを実施する。	女性組合員とその被扶養者 募集人数120名	7月下旬～8月に和歌山市・田辺市・那智勝浦町で実施予定	後日募集 (所属所あてに通知します。)
メンタルヘルスカラダとココロのリセットマッサージセミナー	カラダとココロをリセットする運動やマッサージを体験するセミナーを実施する。	組合員 募集人数80名	7月下旬～8月に和歌山市と田辺市で実施予定	後日募集 (所属所あてに通知します。)
メンタルヘルス健康図書配付	メンタルヘルス(ストレスチェック制度対応版)に関する冊子を配付する。	全組合員	5月下旬を予定	
ストレス相談	相談希望者がメンタルヘルスカウンセラーとの個別面接相談を受けることにより、ストレス要因を取り除き、心の健康保持・増進に資する。	相談を希望する組合員	4月～3月	所属所あてに通知します。

一般事業

※再任用(フルタイム)・臨時的任用職員は組合員となります。

事業名	事業内容	対象者	実施期間	申込方法及び締切日等
指定宿泊施設利用補助	保養等を目的として指定する施設を利用した場合、利用料金の一部を補助する。	組合員及び家族 (3親等内の親族)	4月～3月	様式第9～10号により、所属所で発行する。
	〈組合員が利用する場合〉※公務による出張については、使用できません。			
	施設名	補助内容	補助額(1人1泊につき)	手続等
	ホテルアパローム紀の国	宿泊	2,000円	組合員証を施設に提示。
	湯処むろべ	宿泊(素泊まりは除く)	2,000円	
	県外公立学校共済組合 宿泊・保養施設	宿泊	2,000円	所属所で利用券発行 (年度間2回まで)
	〈家族が利用する場合〉※3親等内の親族に限る。			
	施設名	補助内容	補助額(1人1泊につき)	手続等
	ホテルアパローム紀の国	宿泊(人数制限なし)	1,500円	所属所で利用券発行 回数制限なし。
アパローム紀の国宴会プラス宿泊ゆったりプラン補助	アパローム紀の国が企画するゆったり宿泊プランに参加した場合、1人1回2,000円を補助する。	組合員	4月～3月	直接施設に申し込むこと。
アパローム紀の国婚礼利用補助	アパローム紀の国で婚礼(婚礼料理及び衣裳利用)を行った場合、補助する。 1人150,000円(1組につき、新郎側15万円、新婦側15万円最高30万円)	組合員又はその子	4月～3月	様式第8号によりアパローム紀の国へ提出すること。
アパローム紀の国食事等利用補助	アパローム紀の国の提供する食事等を利用参加した場合1人1回1,000円を補助する。(食事単価が3,000円(税別)以上の場合とし、年度間1人5回を限度とする。)	組合員	4月～3月	直接施設に申し込むこと。
アパローム紀の国婚礼準備及び法要補助	アパローム紀の国で婚礼準備として顔合せ、結納、前写し等または法要を行った場合に利用金額の20%(上限2万円)を補助する。	組合員 (婚礼準備の場合は組合員又はその子)	4月～3月	直接施設に申し込むこと。
アパローム紀の国おせち料理利用補助	アパローム紀の国の企画するおせち料理を購入した場合、料金の一部を補助する。 1人1回2,000円(年度間1回)	組合員	12月	直接施設に申し込むこと。

事業名	事業内容	対象者	実施期間	申込方法及び締切日等
ライフプランセミナー	退職前後の生活設計をテーマとしたセミナーを開催する。	組合員とその配偶者 募集人数80名	7月下旬～8月に和歌山市と田辺市で実施予定	後日募集 (所属所あてに通知します。)
インフルエンザ予防接種補助	医療機関等で対象期間内に、インフルエンザ予防接種を受けた組合員本人に対しその費用の一部(1,000円)を補助する。	組合員	10月1日～1月31日まで受診	様式第14号により和歌山支部へ2月10日必着で提出すること。
バカンスクーポン	JR割引乗車券の購入 1 次の宿泊施設に宿泊すること。 ・公立学校共済組合の宿泊施設 ・和歌山県教育互助会指定の宿泊施設 ・相互利用を行っている各共済組合の宿泊施設 ・バカンスクーポン取扱旅行会社の協定旅館等 2 利用する宿泊施設のJR最寄り駅を目的地として出発地点に戻る行程で、片道201km以上利用すること。ただし、目的地が北海道・四国・九州のいずれかの場合は、片道に限り航空機が使用可能です。 3 JR運賃(普通乗車券)が2割引となります。ただし、行程の一部に東海道新幹線を含む旅行で、片道が601km未満の場合は全区間1割引となります。特急料金などは割引対象外です。	組合員とその被扶養者で、大人2名以上又は大人と子供併せて2名以上が同一行程の場合。	4月～3月 ただし、 4月27日～5月6日 8月11日～8月20日 12月28日～1月6日 を除く。	様式第13号により次の旅行会社に提出すること。 〈旅行会社〉 ジェイティービー 日本旅行 近畿日本ツーリスト 東武トップツアーズ

注意 様式については、公立学校共済組合和歌山支部のホームページからダウンロードできます。
和歌山支部ホームページ <https://www.kouritu.or.jp/wakayama/index.html>

共済組合の相談事業

事業名	事業内容	対象者	実施期間	申込方法及び締切日等
教職員 電話健康相談24	健康に関する悩みや相談に、保健師等の専門家が24時間・年中無休でお応えします。相談料無料 ○一般健康相談、専門医相談(予約制)、小児救急相談、医療機関案内に対応 ○利用時間:20分程度	組合員 組合員の被扶養者	4月～3月	 フリーダイヤル 0120-24-8349に電話すること。 24時間365日いつでも相談可能
電話・面談による メンタルヘルス 相談	心の健康管理を支援することを目的として、「心の専門家」の臨床心理士が、プライバシー厳守にてカウンセリングを行います。○電話による無料相談(相談回数制限なし)、利用時間:1人1回20分程度 ○面談によるカウンセリング(1人年間5回まで無料)、利用時間:1回50分程度	組合員 組合員の被扶養者	4月～3月	 フリーダイヤル 0120-783-269に電話すること。 電話相談:月～土曜日 10:00～22:00(祝日・年末年始を除く) 面談予約:月～土曜日 10:00～20:00(祝日・年末年始を除く)
女性医師電話相談	女性医師による女性疾患電話相談中心とした女性向けサービスを提供 予約制電話相談(予約時は看護師、相談時は女性医師および看護師) 利用時間:1回20分程度 ※利用対象者は女性のみ 電話による無料相談	女性の組合員 女性の組合員の被扶養者	4月～3月	 フリーダイヤル 0120-215-579に電話すること。 受付時間:月～土曜日 10:00～21:00 (祝日・年末年始を除く)
介護電話相談	介護全般に関するご相談に、ケアマネージャーや社会福祉士がお応えします。 ①ご相談には介護の専門資格者が対応 ②迅速な情報提供(最寄りの地域相談窓口や在宅サービス事業者の情報等)電話による無料相談 利用時間:1回20分程度	組合員 組合員の被扶養者	4月～3月	 フリーダイヤル 0120-515-579に電話すること。 受付時間:月～金曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
Web相談 (こころの相談)	電話でメンタルヘルスに関する相談をしばらくの方のためにWeb上で24時間、ご相談を受け付けます。 臨床心理士が3営業日以内に個別に回答。 相談回数制限なし。	組合員 組合員の被扶養者	4月～3月	URL https://www.mh-c.jp/ ログイン番号 783269 24時間365日いつでも相談可能
近畿中央病院 メンタルヘルス 相談	心療内科の医師、臨床心理士が心の悩みについて面談での相談を実施します。	組合員 組合員の被扶養者	4月～3月	メンタルヘルス相談受付 072-781-3712(内線244)に電話すること。 受付時間:平日 13:00～17:00 予約の際「メンタルヘルス相談」と伝えること。
近畿中央病院 セカンドオピニオン 相談	現在、病院に入院又は通院しているが、診療方針が今のままでいいのか、一度別の医師の意見を聞いてみたい場合に相談を実施します。	患者本人 患者家族が組合員 患者家族が組合員の被扶養者	4月～3月	近畿中央病院 地域医療福祉センター 072-781-3712(代表)に電話すること。 受付時間:平日 8:30～17:15